

平成26年第1回教育委員会会議録

日時：平成26年1月9日（木）

午後6時開会

場所：教育委員会室

出席委員

委員長 中 湖 喬
職務代理者 石 井 雅 子
委員 松 本 昭 彦
教育長 中 野 和 代

出席者

教育次長 中 村 光 一
学校教育・人権教育担当理事 山 本 成 之
教育総務担当参事（兼）
教育総務課長（兼）香良洲教育事務所長 市 川 昭 子
教育総務課教育財産管理担当副参事
（兼）施設担当副参事 小 林 雅 治
学校教育課長 森 昌 彦
学校教育課保健・給食担当副参事
（兼）中央学校給食センター所長 土 性 智 樹
学校教育課保健・給食担当副参事 丸 山 美 由 紀
教育研究支援課長（兼）教育研究所長 荻 原 くるみ
人権教育課長 川 合 陽 一 郎
生涯学習課長（兼）津城跡整備活用
推進担当副参事 野 田 剛 史
生涯学習課青少年担当副参事
（兼）青少年センター所長 中 谷 初 男
生涯学習課公民館事業担当副参事
（兼）中央公民館長 竹 内 正 巳
安濃教育事務所長（兼）河芸教育事務所長・
芸濃教育事務所長・美里教育事務所長 竹 村 健
白山教育事務所長（兼）
一志教育事務所長・美杉教育事務所長 滝 加 寿 代

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。まず、第1号 学校給食に係る事務改革について、第2号 津市小中一貫教育基本方針について、2件の議案について、御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

中湖委員長 本日の議案は、議案第1号、議案第2号の議案2件です。議案第1号から第2号の2件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第2号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし

中湖委員長 それでは、議案第1号、議案第2号の2件につきましては、非公開と決定します。

議案第1号 学校給食に係る事務改革について

議案第1号 非公開で開催

議案第1号 原案可決

議案第2号 津市小中一貫教育基本方針について

議案第2号 非公開で開催

議案第2号 原案可決

中湖委員長 それでは、議案第1号 学校給食に係る事務改革について、事務局より説明をお願いします。

学校給食課保健・給食担当副参事（兼）中央学校給食センター所長

学校給食課保健・給食担当副参事（兼）中央学校給食センター所長 議案第1号 学校給食に係る事務改革について説明させていただきます。この件については、去年の5月から「津市学校給食事務改革推進協議会」を教育委員会の中に設置をいたしまして、その中で、御協議をいただき、また「津市学校給食事務改革推進検討会」の方で御意見を頂戴し、且つ、市職員で構成します「津市学校給食事務改革推進プロジェクトチーム」で、専門的見地から御意見を頂戴いたしまして、去年の12月にその骨子となる素案を教育委員会の方で、議決をいただきました。その素案をもとに昨年12月26日に検討会第3回目の開催をさせていただ

き、最終的な御意見等を頂戴いたしまして、それを受け御意見も取り入れたものを新たに「津市学校給食に係る事務改革」としてまとめあげたものです。内容等について、簡単に説明させていただきます。一応中身につきましては、先に出させていただいた素案と同じような構成になっていまして、まず大きな1番目といたしまして、「協会について」ですが、2ページの後段の方に書いてありますが、「2 学校給食に係る事務改革について」を取りまとめております。簡単にまず1番、1ページ目の「協会について」説明させていただきます。(1)で現在の協会の業務内容について、ア、イ、ウにまとめさせていただきました。アは食材の調達業務についてです。イは食材費の支払業務、ウは保存食、この項ですが、一般に保存食といいますと、災害時の備蓄の保存食という形で想定される方がたくさんみえますので、とりあえず括弧書きの中にこの保存食についてはどういうものかという定義付けを書かせていただきました。この保存食に係る経費支出分の市内各学校等で支払い業務を行う、(2)として、まず、協会の業務の停止ということを出させていただいています。今回、この協会につきましては、平成25年度末、26年の3月31日をもって、学校給食に係る業務を停止するというをまず打ち出してあります。停止の理由として3点、ア、イ、ウという形でこちらは素案どおりの内容でして、簡単に説明させていただきますと、アは、学校給食は本来、教育委員会や学校が当事者として責任をもってやるということが指定されている事、それから、イですが、法人格を持たない任意団体である協会が、多額の学校給食費を取り扱っていると、次にウとしまして、協会の運営は市補助金で運営されているにもかかわらず、業務の範囲が津地域(中学校を除く)と中央、一志及び香良洲学校給食センターを対象とした業務に限定されており、市域全体を対象としていないこと、この3点を停止の事由としまして、平成25年度末をもって停止するということが、期日としてあります。次に(3)訴訟への対応です。協会における不正経理に関わる訴訟への対応については、今後も民事裁判が続いておりまして、そちらの対応も、もし判決が確定した場合、被告への賠償責任を当然継続していく必要があります。そのことから、組織自体は、廃止をせず、組織自体は存続をする形にして、訴訟と今後は訴訟等の対応に特化していくということです。(4)は、現状の裁判の状況が書いてありまして、アの項では刑事裁判、刑事裁判は実は昨年12月24日に検察から懲役5年の実刑が求刑され結審しました。今年の1月21日に判決が出されるということで書いてあります。イの民事裁判ですが、民事裁判については、平成25年3月26日に、津地方裁判所へ損害賠償請求の訴状を提出し、順次裁判手続きが進んでいます。現在裁判はまだ被告が刑事事件で拘束されていることもあり、被告の出席なく事務手続き上の弁論等が行われており、次回開催が1月10日、明日の予定です。今後見通しといたしましては、刑事判決が確定した後は、ある程度スピードが出た

感じで民事の方も進んでいくというふうに予定をしています。次、大きく2番、「学校給食に係る事務改革について」です。まず(1)で、学校給食の事務の現状が書いてあります。3ページに渡りますが、まずアの食材の調達事務、それから食材の支払い事務という形で、現在協会が携わっている地域の記述の部分と、上記以外、協会が携わっていない地域においては、各学校の方で食材の発注を単独で行っている事が記述されています。イの項は食材費の支払事務で、こちらについても冒頭は協会が携わっているところの支払いの方法が記述がありまして、それ以外のところについては、各単独のやり方についてですが、保護者から学校単位で給食費を預かり、単独校の中で支払いを行っているという現状の記述があります。次に(2)が「今後の学校給食事務の実施方針」です。1項でも述べたとおり協会が業務停止をするということになりますと、全て津市内の学校等については協会を利用していない地域についても、学校徴収金事務という取扱いになるということが記述されておりまして、今後の展開として、それでは中身が戻るということもありますので、学校の事務負担を少しでも軽減するために、次のとおりの学校給食事務を行うこととするという記述にさせていただきました。中身は、3点書いてあります。アの項が平成26年度からの食材の調達事務についてです。特に冒頭に書いてあるのが、津地域と中央学校給食センター、このふたつについては、津市学校給食協会が食材の調達を今まで担っていた地域です。この地域については、記述のとおり学校長代表、栄養教諭及び教育委員会事務局職員等を構成委員とする新たな食材選定委員会という名称ですが、こちらをそれぞれ二つ、ですから各々1つずつ設置をして食材の選定及び共同購入による食材の発注事務を今後26年度から行っていきたいと思っています。それ以外の他の地域については、現状のとおり25年度のとおりといたします。が、26年度に実施するこの2地域の共同実施等の実績を検証した上で、他の地域についても拡充していきたいと考えています。次にイの「平成26年度からの食材費の支払い事務について」です。こちら冒頭に書いてありますが、学校給食協会が携わっていた津地域及び中央・香良洲・一志学校給食センターについては、学校給食実施校、いわゆるこちらのセンターの受益校になりますが、構成員とする「学校給食費運営委員会」をそれぞれ設置をし、複数校の食材の支払い事務を当運営委員会が一括して実施します。津市には学校事務を効率的に執行するため、概ね中学校単位で複数の小中学校で組織する学校事務の共同実施グループという組織がありますので、これらの既存の事務処理の仕組みを運営委員会の事務処理に採用することにより、これまでの協会における事務処理よりも、より適正な事務処理が可能になると考えています。他の地域におきましては、こちら現状どおり25年度どおりといたしますが、こちらの制度についても26年度以降実施する運営委員会の業務内容を検証した上で、他の地域への拡充についても検討します。

次にポンチ絵ですが、一番左側が教育委員会、真中が学校、一番右が保護者という区切りの中で、26年度から特に新しい制度を採用する地域の運営は、このようなことになるということをお示ししてあります。次に「ウ 学校給食会計に係る検討」についてです。(ア) 学校給食費に係る会計処理というところで、現在の会計の部分、いわゆる公会計か学校会計かというところですが、現状がこのような学校会計で津市の場合は運営されていますが、将来的な会計処理の在り方としては、その学校会計として扱っているものを、市の歳入歳出とする公会計化も検討が必要になっているということが、まず冒頭に書いてあります。しかしながら、公会計化にはまず利点を書いてありまして、会計情報の公開性や、地方自治法に沿った会計処理が出来るという利点があるものの、一方で課題がありまして、給食費の同一価格への全市的な統一や、保護者への周知や口座振替の事務手続にある程度の時間が必要なこと、学校給食費収納システム、いわゆる電子計算システムの開発や、開発に必要な予算の確保、もちろん市の仕事になりますので業務執行体制の確立や、食材供給事業者との調整、学校給食費の収納率の低下への懸念などが現時点において解決出来ない課題があります。このことから、公会計化の検討に当たっては、全国的な動向も注視しながら、今後さらに詳細な研究、調整等を行っていくということが書いてあります。次に(イ)保存食への対応についてですが、今は、市補助金を協会が受け、各学校に保存食に係る費用相当額を補填する形で学校へ支出を行っており、市教育委員会の業務としてではなく学校の私的な取扱いになっていますが、保存食は食中毒等の万一の事故の原因究明のために、学校給食衛生管理基準において義務付けられたものであることから、26年度以降は教育委員会の業務として位置付け、市の会計の中に組み入れさせていただいて執行に取り組みたいと思います。次に(3)パン・米飯・牛乳の調達についてですが、学校給食用のパン・米飯の業者選定については、新たに出来る食材選定委員会において、来年度から競争入札等の手法により業者設定を行うということが書いてあります。ただ、なお書きの後は学校給食用牛乳についてですが、補助金制度がまだ現在ありまして、補助金制度を活用するためには現在供給していただいております学校給食会からの支払い等を通じての供給を受けないと補助金をいただけないということがありまして、学校給食用牛乳については、従来どおりの取扱いにするということが記述してあります。最後4番目の学校給食の適正な管理について、当然、透明性、公開性の部分です。2点、ア、イで書いてあります。まず、アの方で、学校徴収金事務取扱規程等の整備で、これは現在学校教育課の方で整備をしています。学校徴収金としての学校給食費は当然市の会計規則などに依らず事務処理がされています。ですから、新たに学校徴収金事務取扱規程を本年度中に定め、当然全市的に統一した事務手続きによる事務処理を来年度以降実施していきたいと考えています。

イは会計事務のチェック体制の整備です。学校給食費に係る会計事務を各学校で実施するに当たり、今回の様な事件が再発するのが一番駄目な事ですので、チェック体制として、保護者の方や教育委員会事務局職員等が入るような監査が出来るような体制を実施し、先程述べさせていただきました、学校徴収金事務取扱規程等に基づき適正な事務処理が執行出来る体制を構築していきたいということです。以上簡単に説明させていただきました。実は、数日前にメールで各委員さんにお送りしましたものから、その後訂正した場所が2カ所ありますのでそちらを説明させていただきます。まず1ページ目の一番下の保存食の部分ですが、メールを送らせていただいた段階ではこの括弧()書きの部分がもう少し簡単な記述を追記させていただきました。御議論いただいて、この保存食はなかなか分かりにくいということがありまして、今回少し詳しい内容で記述させていただきました。次に2点目ですが、3ページ目の(2)のアの最後の行ですが、送らせていただいたメールでは順次準備が整った地域から新たな選定委員会を設置していきますという記述をさせていただいていましたが、今回直させていただきましたのは、「他の地域への拡充についても検討します」。これは、どういうことかと言いますと、今回津地域と津中央学校給食センター各々設置をさせていただきました。この制度について、各地域に置くのが良いのか、今の出来た選定委員会を少し広げて、大きなものにしてやったらいいのか、広げるつもりはものすごくあるんですが、その制度としてどのようなやり方でしていくのか少し検討いただきたいというのもありまして、言い切り形ではない書き方にさせていただきました。以上が内容です。それと、坪井委員の方からメールを送った後、訂正というか、こういうふうにしたらどうかという御意見をいただいておりますので、お示ししたいと思います。まず、1ページ目の「1 協会について」の中の記述のところで、「事務」という書き方と、「業務」という書き方の二通りあると。意識して使い分けられていると思いますが、問われた時に答えられるようにしておいた方がいいのではないかと御意見をいただきました。それと、2ページ目の(2)アの最初のところですが、「学校給食法に定められた目標」の部分ですが、ここについては、学校給食法の第2条の7項目の目標であると思うので、しっかりと答えられるような用意をしておいてくださいという御意見をいただきました。それと3ページ目半ばの(2)の5行目の「学校の事務負担を少しでも軽減するため」という記述ので「少しでも」という文言は無くてもいいのではないかと。ここはさらっと行った方がよいのではないかと、という御意見をいただきました。それと、4ページ目のポンチ絵の上の方になるんですが、5行目になります。「これまでの協会における事務処理よりも」という文言ですが、こういう書き方をすると、これまでの事務処理が適切でなかったことを逆に強調することにならないかという御心配をいただきました。もし、直すのであれば、「採用することで、より適切な事務処理」というよ

うな流れにしてもらってはどうかという御意見をいただきました。最後に5ページ目の4行目になりますが、「現時点においては解決できない課題があります。」と記述されていますが、こういう書き方をすると、今まで時間があつたのではないかと反論されることが予想されます。その反論に対する答弁の用意が必要かと思えます。また、表現を変えるとすれば「現時点において十分検討及び整理を要する課題がいくつかあります。」というような形にすればどうでしょうという御意見をいただきました。こちらの御意見については精査をいたしまして、訂正出来る部分は訂正したいと考えておりますので宜しく願います。以上で説明を終わります。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

松本委員

松本委員 ありがとうございます。以前のものから十分検討していただいて、内容的にはもう十分なものになっていると思えますが、二つほど質問させていただきます。2ページのところで、裁判の状況が刑事裁判の結審があつてもうすぐ判決が出るんですが、その一審のあとどうなるかちょっと分かりませんが、もし刑が確定した場合には、その間に民事裁判が確定した時には、本人がいない時にどうやって賠償というのはやっていくんでしょう。

学校教育課保健・給食担当副参事 今、民事裁判の方が、刑事裁判の判決の結果を見ながら進めていくという形になっていまして、今、市の弁護士さんと相談しながらやっていますので、そこら辺のところはまた詰めていかなければならないと思うんですが、明日また民事裁判があるので、そこでまた大きく動くようでしたら、具体的な方法などを進めていかなければならないなと思っています。

松本委員 この事務改革をするということで、その事務改革によって保護者の方が支払う給食費というのは何か変動はあるんでしょうか。

学校給食課保健・給食担当副参事（兼）中央学校給食センター所長 現状どおりというふうに考えています。

中湖委員長 なかなか難しい問題ですね。課題がたくさんありますし。また、これを読ませていただいても煮え切らないところはたくさんあります。それをこうしたらどうかというのはなかなか言えませんけれども。

学校給食課保健・給食担当副参事（兼）中央学校給食センター所長 保健・給食担当としては、すごい思いはあります。実際やりたい事もたくさんあるんですが、なかなか書けない事情もありますので、一応、案としてはこのような形になりますが、保健・給食担当としては一生懸命汗をかいて頑張ってきた結果です。

学校教育・人権教育担当理事 委員長

中湖委員長 学校教育・人権教育担当理事

学校教育・人権教育担当理事 補足させていただきますと、検討委員会の中でもこれにとどまらず、今後も給食の改革については引き続き検討すべきであるという御意見もいただいています。これを事務改革の案として出させていただきますんですが、新年度以降もこの給食の実施についてはこの方法を検証するであるとか、新たに良い方法を探っていくというような事を取組んでいってはどうかという御意見もいただいていますので、その方向で考えていますというようなお返事をさせていただいていますので、これはこれとして一旦区切りは付けるんですけども、今後も改革については検討を進めて行くというような方向で考えています。

中湖委員長 ありがとうございます。一つ思ったのがあったんですが、2ページの「学校給食に係る事務改革について」（1）学校給食事務の現状についてア、イと書いていただいています。ここは「協会について」のところへはもってくるわけにはいかないんですか。その方がすっきりする気がするんですが。そして「今後の学校給食事務の実施方針」これを（1）に直してもらった方が、結構理解出来るのではないかと、そんな感じがしました。また、考えておいてください。

学校給食課保健・給食担当副参事（兼）中央学校給食センター所長 ここに書かせていただいたのは、給食協会が携わっている地域と、それ以外の地域の津市全体の今やっている事を記述させていただいたので、こちらの方に挙げさせていただいたというのがあります。前段は、協会が携わっている地域のことが記述してあって、後段は他の地域のところが書いてありますので、要は合併いたしまして、津市内でやり方が違って、大まかに言えば、給食協会が携わっているものと、携わっていないのがありますので、整理をするのにこちらの方に記述しておいた方が逆に分かりやすいのではないかとというのがあって、こちらでまとめさせていただきました。協会の事だけであれば、先の記述もあると思うんですが。

中湖委員長 あと、石井委員いかがですか。送ってもらって何か、質問したい事

や要望はありませんか。

石井委員 ありません。

中湖委員長 他に、御質問等ありませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第1号 学校給食に係る事務改革について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議ないようですので、議案第1号 学校給食に係る事務改革について、原案どおり承認する事とします。

中湖委員長 次に、議案第2号 津市小中一貫教育基本方針について、事務局より説明をお願いします。

教育研究支援課長

教育研究支援課長 議案第2号 津市小中一貫基本方針について、説明させていただきます。この基本方針については、何度も見ていただいているんですけども、平成26年度から津市の小中一貫教育を本格的に実施するに当たりまして、基本方針を定めましてこれに基づき保護者や地域と連携しつつ、各中学校区ごとに特色ある取組を順次進めていくことにより子どもたちの学力向上、学校生活の適応を図って、豊かな人間性を育んでいこうとするものです。前回の12月18日の教育委員会でいただいた意見、それからさらに教育委員会の点検・評価をいただいた中でもいろんな御意見をいただきましたので、それをもとに少し修正をさせていただきました。その修正箇所について説明をさせていただきます。まず、1ページを御覧ください。文言の修正もいくつかいただきましたので、「教員」というのは、学校全部でやっていくということで、「教職員」という言葉に統一をさせていただきました。それから、坪井委員から「保護者、地域」、「地域、保護者」、順番がどうなのかという部分があって、「保護者、地域」という順番で統一させていただきましたのと、1ページの「きめ細やかな」という言葉を「きめ細か」の方が正しいのではないかということで、2カ所くらいあったかと思いますが、直させていただきました。それから前回の委員会で、一つ目のまとめ

と二つ目のまとまりの文末が「推進してきました」、「取り組んできました」ということで、その成果が次の輝きプロジェクトでまとめて書いてあるので、こうした成果はあるものということ、4つ目の段落の頭をそのように変えさせていただきます。それから、点検評価の中でその上の部分です。「自尊心が高まった」というのは、いきなり地域連携したらどうして自尊心が高まったのかがちょっと飛躍しすぎているという御意見もいただいたので、ここに「自分が大切にされているという思いを感じることで」という文言を挿入させていただきました。続いて5ページ、6ページです。ここは、内容的には大きく変わってないんですが、ちょっと文言がおかしなところがありまして、6ページの上から4行目の「目の前の」という言葉を取らせていただきました。それから四角括弧で囲ませていただいたのは、政策協議の中でこの「・・・します。」という取組がどういう成果になるのかということが分かるように、[学力向上]であるとか[学校生活への適応]それから[豊かな人間性や社会性の育成]につながるんだという言葉を入れさせていただいたのが追加事項です。それから8ページ、(2)の「小中一貫教育の推進計画」の中の順次実施の中に今、年度毎にも評価、改善を行っていきますので、この年次計画の真ん中の四角の所に、最後のところ括弧書きで、「(各年度の評価、改善)」という文言を挿入させていただきました。最後9ページの「数値目標」です。坪井委員からも早くに学力向上とかという部分は、学力・学習状況調査結果をもっと良くしていくことは喫緊の課題ではないか、29年度では、遅いのではないかとということをお指摘いただいたんですが、これも、かなり精一杯の数値目標ですので、29年度にはということで、それ以上に早く成果が出ましたら、その時にまた点検・評価をして、新しい目標を設定するという形でいきたいと思っています。そして最後の不登校児童生徒数ですが、数ではなかなか比較がしにくいので、不登校児童生徒の増加率という言葉を入れさせていただきました。以上が変更点でございます。これを皆様に最終審議いただきまして、議決いただきましたら、ホームページに載せたり、各校に配ってこれをもとにしっかり計画を立てたり、また市民の方にも見ていただけるような形にしていきたいと考えています。まだ、最終案ではございませんが、最後に、「津市小中一貫教育がはじまります」というリーフレットをこの3月中に全保護者分、中学校3年生の方には保護者さんには卒業ですので、中学校の卒業式直後辺りに配る準備をしています。今まだ精査中ですので、言葉や中身は変わるんですが、こんなイメージのという意味で、付けさせていただいています。この基本方針に則り、リーフレットを保護者にも配り、地域の方々一般の市民の方々にも周知をしていきたいと考えています。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いいたします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

松本委員

松本委員 5ページの質問をさせていただいてよろしいでしょうか。四角で囲った①②③というこの表現は前からありましたでしょうか。

教育研究支援課長 このプランは、政策協議に載せていますので、あります。同じです。

松本委員 ちょっと気になったのが、この「充実支援」、「人的支援」、「環境支援」という言葉が、判例的でないというか。同じ範ちゅうの中の系列的な言葉を並べていないような感じがしましたので。①のところをどういう表現をしたらいいのか、難しいんですけれども。つながった「教育環境」に対する対象が支援の前にくるような表現が出来ればいいと思うんですが。

教育研究支援課長 統一感がないということですか。

松本委員 ええ。今回変わってないんでしたら、前回までに言えればよかったです。

教育研究支援課長 学びを充実するための支援プラン。人的支援。

松本委員 すみません。ちょっと感想になりました。

中湖委員長 このことについて、また、検討しておいていただけますか。

教育研究支援課長 そうですね。検討した上で。

中湖委員長 今ここでお答えいただけますか。

教育研究支援課長 いい言葉が。ただもう政策協議はこれで載っています。もっと良い言葉を事務局内で精査させていただこうと思います。

中湖委員長 宜しく申し上げます。

中湖委員長 これは、事務局の方には大変いろいろと御苦勞をいただいて、作成していただいたことと思うので、過去何回も出していただいて、意見や要望を出していただきました。それも、訂正なり表現もきちっと検討していただいておりますので、私はもう申し上げる事はございませんので、宜しく申し上げます。本当に事務局の方皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

教育研究支援課長 ありがとうございました。

中湖委員長 他に、御意見等ございませんか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第2号 津市小中一貫教育基本方針について、原案どおり承認する事としてよろしいですか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 御異議なきようですので、議案第2号 津市小中一貫教育基本方針について、原案どおり承認する事とします。